

金沢大学における新型インフルエンザ感染者発生時の対応マニュアル

学生・教職員 各位

以下のとおり新型インフルエンザ感染者発生時における対応マニュアルを定めたので、お知らせします。

新型インフルエンザ対策本部長

現在、日本国内での新型インフルエンザが蔓延しつつある状況にあります。現在、国の方針として新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと同様に扱うこととされているので、本学においても新型、季節性を問わずインフルエンザに対しては以下の措置をとることとします。

1 学生又は教職員がインフルエンザに感染した場合（疑いを含む）

疑わしい症状があれば、本人が近隣の医療機関に電話連絡を行った上で受診する。

インフルエンザの主な症状

発熱，咳，咽頭痛，鼻汁・鼻閉，全身倦怠感，頭痛，関節痛，筋肉痛，下痢，腹痛，嘔吐などがある。

医療機関に受診する目安

発熱（37.8度以上），咳，咽頭痛，鼻汁・鼻閉，倦怠感等の症状があればインフルエンザを疑い，それらの症状が1-2日で急激に悪化した場合は電話連絡を行った上で受診

インフルエンザと診断された学生又は教職員は，以下のとおり行動する。

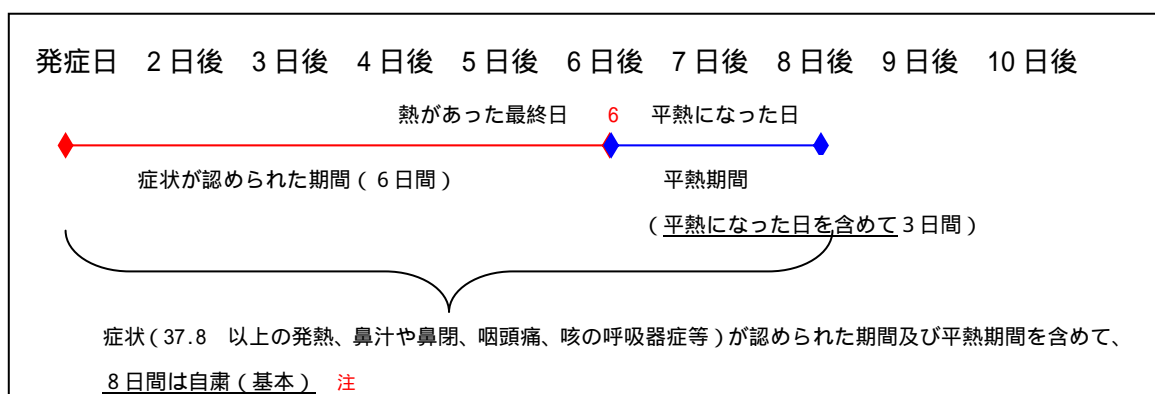
- ・ 学生は，状況を自らが所属する学域等（センター，共通教育機構含む。以下同じ。）の学務係，教職員は，自らが所属する部局の総務担当係に連絡する。
- ・ インフルエンザと診断された学生（教職員）は，以下に掲げる条件， の双方を満たす期間を登学又は就業自粛期間とする。

解熱剤を使用しなくても体温が平熱になった場合，当該日を含めて3日間症状（37.8度以上の発熱，咳，咽頭痛，鼻汁・鼻閉，倦怠感等）が認められた日から8日間

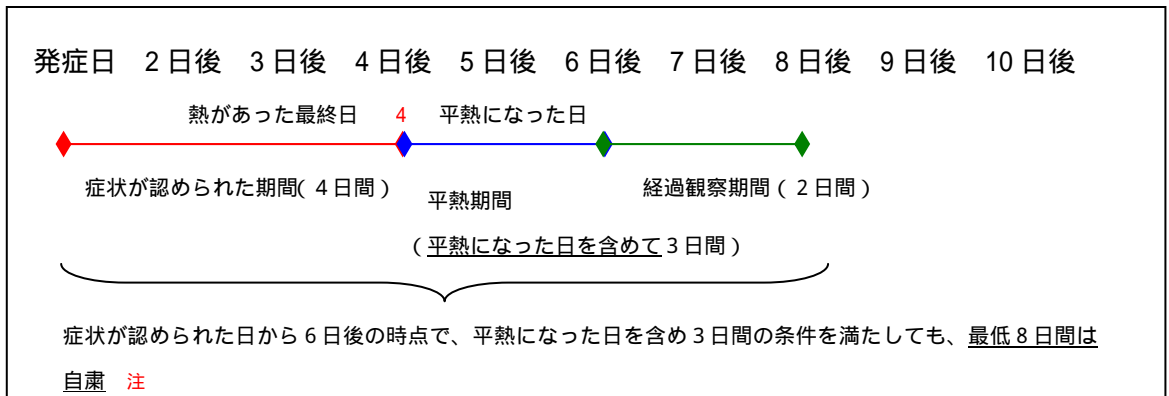
自粛期間の例示

自粛期間が8日間の場合

例1

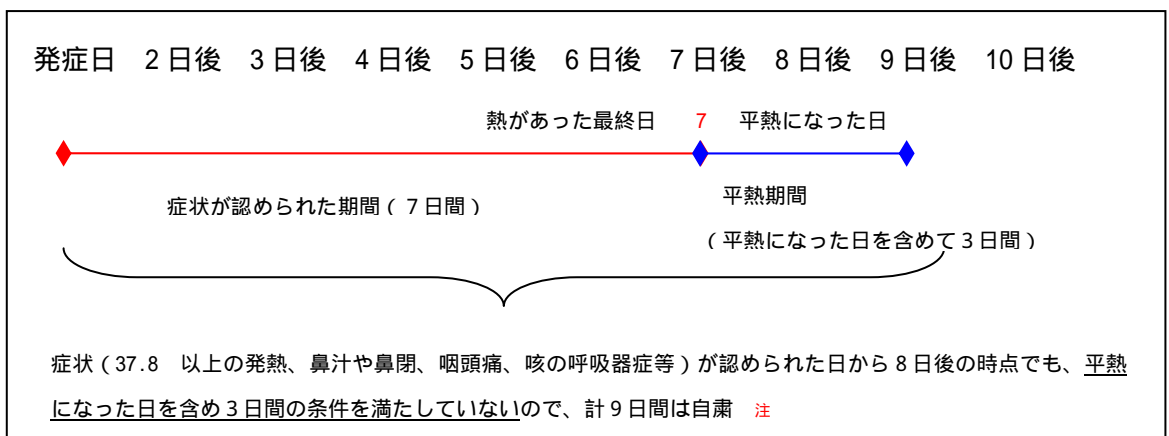


例 2

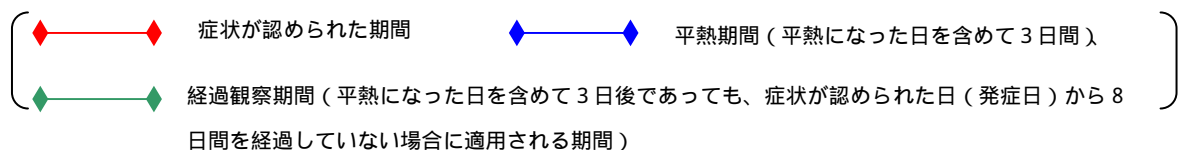


自粛期間が8日を超える場合

例



凡例



注) 上記の例示によるトータルの日数表示は、**症状が認められた期間の最終日と平熱期間の初日が重なるため、単純に各期間を足した日数とは異なります。**

(自粛期間が8日の場合の例 1 発熱期間6日間 + 平熱期間3日間 = ~~9日間~~ 8日間)

- ・ インフルエンザ発症による登学自粛期間における授業・実習・定期試験等については、学生の不利益が生じないよう配慮する。

2 学生及び教職員から連絡があった場合

- ・ 学生及び教職員からインフルエンザに感染したとの連絡を受けた学域等の学務係及び総務担当係は、当該連絡を総務担当係でとりまとめ、総務担当係が総務部総務課に連絡する。
- ・ 連絡を受けた総務部総務課は情報を取りまとめ、保健管理センターに連絡する。

- ・ 総務部総務課は、行政機関等への対応窓口となり、同一集団（「同一集団」とは、クラブ、ゼミ、研究室、専門（コース）単位の講義（実験・実習を含む。）をいう。以下同じ。）において発症者が2名以上になった場合は、当該状況を金沢市保健所及び危機管理担当理事に連絡する。
- ・ 学生及び教職員からインフルエンザに感染したとの連絡を受けた学域等の総務担当係は、学域長等に連絡し、連絡を受けた学域長等は当該学域等における対策委員会を開催する。なお、対策委員会は概ね以下のとおりとする。

学域等における対策委員会

委員長：学域長，センター長

副委員長：当該学域を所掌する事務部の長

委員：当該学域に所属する学類長，その他本部長が必要と認めた者

- ・ 学域における対策委員会の設置を受けた総務部総務課は、危機管理担当理事の指示に基づき、危機対策本部の開催について、関係部署と協議を行う。

危機対策本部

本部長：学長

副本部長：危機管理担当理事

本部委員：各理事，危機管理関係業務を所掌する学長補佐，保健管理センター長，その他本部長が必要と認めた者

3 学域等の対策委員会の職務

- ・ 学域等の学務係及び総務担当係は、発症状況を当該学域の対策委員会に定期的な情報提供を行い、発症者が同一集団の概ね1割を超えた場合には、学域長等は、危機対策本部と協議を行い、また、感染症予防・対策委員会の意見を参考とし、休講又はクラス（ゼミ、研究室を含む。以下同じ。）閉鎖を決定する。休講又はクラス閉鎖の決定をした際には、速やかに総務部総務課に連絡する。
- ・ 連絡を受けた総務部総務課は文部科学省及び金沢市保健所に報告するとともに広報室と連携し、必要に応じて、報道機関等に対して情報提供を行う。
- ・ 学域長等は、休講又はクラス閉鎖の措置を行った後、発症者数が減少したと判断した場合は、対策委員会を開催し、感染症予防・対策委員会の意見を参考に休講又はクラス閉鎖の解除措置を行うものとする。

4 危機対策本部の職務

- ・ 発症者が複数の学域若しくは地区に渡って発生した場合には総務部総務課は、学長に報告し、当該報告を受けた学長は危機対策本部を速やかに開催する。学長は当該報告及び感染症予防・対策委員会の意見を参考に休校又は閉鎖の措置を行うものとする。
- ・ 総務部総務課は文部科学省及び金沢市保健所に報告するとともに広報室と連携し、必要に応じて、報道機関等に対して情報提供を行う。
- ・ 学長は、休校又は閉鎖の措置を行った後、発症者数が減少したと判断した場合は、危機対策本部を開催し、感染症予防・対策委員会の意見を参考に休校又は閉鎖の解

除措置を行うものとする。

5 インフルエンザ蔓延を防ぐための協力依頼

- ・ 学生及び教職員は、インフルエンザに罹患しないように不要不急の外出の自粛、手洗い・うがいの励行、十分な睡眠等を初めとする体調管理に努めること。
また、大流行の場合、緊急連絡は「アカンサスポータル」の緊急連絡システムを利用してメールで連絡することを想定しているので、「アカンサスポータル」の緊急転送用のメールアドレス（携帯電話のメールアドレスが望ましい。）の登録を行うこと。また、「アカンサスポータル」の緊急連絡システムからの照会があったときには積極的な回答とこまめな確認を必ず行うこと。
- ・ インフルエンザを発症した学生又は教職員が連絡を行うことができないことも考えられるので、何の連絡もなく複数日に渡って登学又は就業しない場合は、同級生、指導教員、同僚はできる範囲内で安否確認を行うことが望ましい。
- ・ 以下の疾患、状態にあるものは感染した場合に重症化する恐れが高いと言われて
いるので、注意が必要である。
呼吸器疾患（喘息を含む。）、心疾患（高血圧を除く。）、腎疾患、代謝性疾患（糖尿病等）、肝疾患、神経疾患、神経筋疾患、血液疾患、免疫機能不全状態（ステロイド全身投与等）、妊婦、乳幼児（6歳まで）、高齢者（65歳以上）
- ・ 上記の疾患、状態にある学生又は教職員は、主治医若しくは保健管理センターと十分な相談又は国・各種学会等からの情報、指針等に従い、ワクチンの接種等の適切な措置をとるよう留意すること。